

議案第 80 号

四万十町税条例等の一部を改正する条例について

四万十町税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 23 年 7 月 20 日提出

四万十町 高瀬 満伸

四万十町税条例等の一部を改正する条例

(四万十町税条例の一部改正)

第 1 条 四万十町税条例（平成 18 年四万十町条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条第 1 項中「3 万円」を「10 万円」に改める。

第 34 条の 7 を次のように改める。

（寄付金税額控除）

第 34 条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）第 217 条第 5 号に規定する社会福祉法人で別表に掲げるものに対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）を支出した場合においては、法第 314 条の 7 第 1 項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同項第 1 号に掲げる寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 34 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

2 前項の特例控除額は、法第 314 条の 7 第 2 項に定めるところにより計算した金額とする。

第 36 条の 3 第 2 項中「各号に掲げる」を「に規定する」に改める。

第 36 条の 4 第 1 項中「納税義務者のうち」を「納税義務者が」に、「3 万円」を「10 万円」に改める。

第 53 条の 10 第 1 項中「3 万円」を「10 万円」に改める。

第 61 条第 9 項及び第 10 項中「第 349 条の 3 第 11 項」を「第 349 条の 3 第 12 項」に改める。

第 65 条第 1 項、第 75 条第 1 項及び第 88 条第 1 項中「3 万円」を「10 万円」に改める。

第 100 条の次に次の 1 条を加える。

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第 100 条の 2 たばこ税の申告納税者が正当な事由がなくて第 98 条第 1 項又は第 2 項の規定による申告書を当該各項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。

3 第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から 10 日以内とする。

第 105 条の次に次の 1 条を加える。

(鉱産税に係る不申告に関する過料)

第 105 条の 2 鉱産税の納税者が正当な事由がなくて前条の規定による申告書を同条に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10 万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。

3 第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から 10 日以内とする。

第 107 条第 1 項及び第 133 条第 1 項中「3 万円」を「10 万円」に改める。

第 139 条の 2 を第 139 条の 3 とし、第 139 条の次に次の 1 条を加える。

(特別土地保有税に係る不申告に関する過料)

第 139 条の 2 特別土地保有税の納税義務者が正当な事由がなくて前条第 1 項の規定による申告書を同項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、10 万円以下の過料を課する。

2 前項の過料の額は、情状により、町長が定める。

3 第 1 項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から 10 日以内とする。

附則第 7 条の 4 を次のように改める。

(寄付金税額控除における特例控除額の特例)

第 7 条の 4 第 34 条の 7 の規定の適用を受ける町民税の所得割の納税義務者が、法第 314 条の 7 第 2 項第 2 号若しくは第 3 号に掲げる場合に該当する場合又は第 34 条の 3 第 2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第 16 条の 3 第 1 項、附則第 16 条の 4 第 1 項、附則第 17 条第 1 項、附則第 18 条第 1 項、附則第 19 条第 1 項又は附則第 20 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けるときは、第 34 条の 7 第 2 項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第 5 条の 5 第 2 項に定めるところにより計算した金額とする。

附則第 8 条第 1 項中「平成 24 年度」を「平成 27 年度」に、「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 25 条第 1 項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定す

る免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が 2,000 頭以内である場合に限る。）を「法附則第 6 条第 4 項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に改め、「（前年の第 33 条第 1 項に規定する総所得金額に係る町民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る町民税の所得割の額を控除した額とする。）」を削り、同条第 2 項中「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第 25 条第 1 項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が 2,000 頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合（その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。）」を「法附則第 6 条第 5 項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に、「次に掲げる金額」を「法附則第 6 条第 5 項各号に掲げる金額」に改め、同項各号を削る。

附則第 10 条の 2 第 4 項中「第 31 条の規定による認定」を「第 7 条第 1 項の登録」に改める。

附則第 16 条の 3 第 3 項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項及び附則第 7 条の 4」を「及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」に、「、第 34 条の 7 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 16 条の 3 第 1 項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段」を「、第 34 条の 7 第 1 項前段」に改め、「、同条第 2 項及び附則第 7 条の 4 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 16 条の 3 第 1 項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第 16 条の 4 第 3 項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項及び附則第 7 条の 4」を「及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」に、「、第 34 条の 7 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 16 条の 4 第 1 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」を「、第 34 条の 7 第 1 項前段」に改め、「、同条第 2 項及び附則第 7 条の 4 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 16 条の 4 第 1 項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第 17 条第 3 項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項及び附則第 7 条の 4」を「及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」に、「、第 34 条の 7 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 17 条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「、第 34 条の 7 第 1 項前段」に改め、「、同条第 2 項及び附則第 7 条の 4 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 17 条第 1 項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第 18 条第 5 項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項及び附則第 7 条の 4」を「及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」に、「、第 34 条の 7 第 1 項中「山林所

得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 18 条第 1 項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「、第 34 条の 7 第 1 項前段」に改め、「、同条第 2 項及び附則第 7 条の 4 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 18 条第 1 項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第 19 条第 2 項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項及び附則第 7 条の 4」を「及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」に、「、第 34 条の 7 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 19 条第 1 項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」を「、第 34 条の 7 第 1 項前段」に改め、「、同条第 2 項及び附則第 7 条の 4 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 19 条第 1 項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第 20 条の 2 第 2 項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項及び附則第 7 条の 4」を「及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」に、「、第 34 条の 7 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 20 条の 2 第 1 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」を「、第 34 条の 7 第 1 項前段」に改め、「、同条第 2 項及び附則第 7 条の 4 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 20 条の 2 第 1 項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第 20 条の 4 第 2 項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項及び附則第 7 条の 4」を「及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」に、「、第 34 条の 7 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 20 条の 4 第 1 項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段」を「、第 34 条の 7 第 1 項前段」に改め、「、同条第 2 項及び附則第 7 条の 4 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 20 条の 4 第 1 項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と」を削り、同条第 5 項第 2 号中「、附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項及び附則第 7 条の 4」を「及び附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項」に、「、第 34 条の 7 第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 20 条の 4 第 3 項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段」を「、第 34 条の 7 第 1 項前段」に改め、「、同条第 2 項及び附則第 7 条の 4 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 20 条の 4 第 3 項の規定による町民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

別表を次のように改める。

別表（第 34 条の 7 関係）

社会福祉法人 しまんと町社会福祉協議会に対する寄附金

（四万十町税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第 2 条 四万十町税条例の一部を改正する条例（平成20年四万十町条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 条第 9 項、第16項及び第21項中「平成23年12月31日」を「平成25年12

月31日」に改める。

第3条 四万十町税条例の一部を改正する条例（平成22年四万十町条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成25年1月1日」を「平成27年1月1日」に改める。

附則第2条第6項中「平成25年度」を「平成27年度」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第1条中四万十町税条例第26条第1項の改正規定、同条例第36条の4第1項の改正規定（「3万円」を「10万円」に改める部分に限る。）、同条例第53条の10第1項、第65条第1項、第75条第1項及び第88条第1項の改正規定、同条例第100条の次に1条を加える改正規定、同条例第105条の次に1条を加える改正規定、同条例第107条第1項及び第133条第1項の改正規定、同条例第139条の2を第139条の3とし、第139条の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 平成23年8月30日

（2） 第1条中四万十町税条例附則第8条の改正規定及び次条第2項の規定 平成25年1月1日

（3） 第1条中四万十町税条例附則第10条の2第4項の改正規定 高齢者の居住の安定確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成23年法律第32号）の施行の日

（町民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の四万十町税条例（以下「新条例」という。）

第34条の7の規定は、町民税の所得割の納税義務者が平成23年1月1日以後に支出する地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金並びに新条例第34条の7第1項に掲げる寄附金について適用する。

2 新条例附則第8条の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の町民税について適用し、第1条の規定による改正前の四万十町税条例（以下「旧条例」という。）附則第8条第1項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成24年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成23年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成22年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第4項の規定は、附則第1条第3号に定める日以後に新築される同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の施行の日から同号に定める日の前日までの間に新築された同号に掲げ

る規定による改正前の地方税法附則第15条の8第4項に規定する高齢者向け優良賃貸住宅である貸家住宅については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第4条 この条例（附則第1条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる町税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧条例の規定に係る町税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。